

青森県経営安定化サポート資金【災害枠】 (風間浦村が信用保証料を補助します)

青森県では、取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度を実施しています。

風間浦村は、この制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 個人にあっては、風間浦村内に住所を有し、法人にあっては風間浦村内に本店登記をしている者で、原則として風間浦村内で同一事業者を引き続き1年以上経営している者。
- ・ 青森県が災害等に指定する「新型コロナウイルス感染症」により経営の安定に支障をきたしている事業者で、セーフティネット保証4号、5号のいずれかの認定を受けたもの
- ・ 村に納付すべき税金を滞納していないこと。
- ・ 青森県経営安定化サポート資金（災害枠）により、融資額1,000万円以内で融資を受けた方

補助内容

県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します。

実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県経営安定化サポート資金を利用することは可能です。)

お問い合わせ先

○信用保証料補助に関すること

風間浦村産業建設課 産業振興グループ 電話 0175-35-2111 (代表)

○青森県経営安定化サポート資金に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368 (直)

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 希望融資額が1000万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金 〕